

東近江市スポーツ施設使用料減免基準取扱要領

- 1 スポーツ施設の使用料を減免することができる場合は、次のいずれかに該当するときとする。
 - (1) 市及び市教育委員会が、主催又は共催により利用するとき。
 - (2) 市内の保育園、幼稚園、認定こども園、小学校及び中学校が、保育または教育活動を行うために利用するとき。
 - (3) 施設の管理運営団体（指定管理者）が施設の管理運営目的で利用するとき。
 - (4) 市スポーツ協会又は地区スポーツ協会が主催又は共催により利用するとき。
 - (5) 市スポーツ協会に加盟する競技団体が主催又は共催により大会に利用するとき。
 - (6) 市内の社会教育団体又は社会福祉団体が大会に利用するとき。
 - (7) 市内の自治会が大会に利用するとき。
 - (8) 総合型地域スポーツクラブとして市が認めたクラブが利用するとき。
 - (9) 市スポーツ少年団又は市スポーツ少年団に登録の単位団が利用するとき。
 - (10) 県民体育大会出場に伴う練習に利用するとき。
 - (11) 半数以上が市内に在住する障害者で構成する団体が利用するとき。

- 2 減免の額は次に掲げるとおりとする。
 - (1) 前項第1号から第3号については、全ての施設について全額免除する。
 - (2) 前項第4号から第11号については、全ての施設について半額減免する。ただし、冷暖房使用料（相当分を含む）及び附属設備使用料には適用しない。

- 3 市長は、特に必要と認めるときは、上記の定めにかかわらず軽減することができる。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から適用する。ただし、第1項第8号は平成30年4月1日以降の申請分から適用し、第1項第4号、第7号、第9号、第10号は、平成31年4月1日以降の利用分から適用する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。